

## 令和2年度さいたま市人事委員会第22回定例会会議結果

1 日 時 令和3年3月22日(月)  
午後2時00分開会  
午後3時45分閉会

2 開催場所 人事委員会室

3 出席者 委員長 白鳥 敏男  
委員 大久保 洋一郎  
委員 久田 富士子  
(事務局)  
事務局長他6名

4 欠席者 なし

### 5 議 事

#### 議案第57号 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について

さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づき、市長、消防長、水道事業管理者、教育委員会、市議会議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会から提出された昇任選考願について選考を実施し、あわせてさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づき申請のあった、職務の級への昇格について、承認することを決定した。

#### 議案第58号 人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第1項第1号及び第18条の規定に基づき、市長から申請のあった、国及び独立行政法人から市職員として採用する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

#### 議案第59号 新たに職員となった者(医師)の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第1項第1号及び第18条の規定に基づき、市長から申請のあった、保健福祉局市立病院診療部消化器内科部長及び産婦人科部長として採用する医師の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第60号 人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条の規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、国から割愛する者及び他の地方公共団体の職員等から市教育委員会事務局に転入する者の号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第61号 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第1項第1号及び第18条の規定に基づき、教育委員会から申請のあった、さいたま市職員の給与に関する条例の適用を受けない市立学校の教職員から、行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第62号 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条の規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、さいたま市職員の給与に関する条例の適用を受けない市立学校の教職員から、行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第63号 さいたま市職員の給与に関する条例第38条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づく協議について**

さいたま市職員の給与に関する条例第38条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づき、協議依頼のあった、さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条第3号に規定する市長が定める者及びさいたま市職員の給料等の支給に関する規則第9条第3項に規定する市長の定める時間について、異議がない旨を回答することを決定した。

**議案第64号 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について**

さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づき、協議依頼のあった、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条第3号ア及びイに規定

するさいたま市教育委員会の定める者及び勤務1時間当たりの給与額の算出に係る市教育委員会が定める時間数について、異議がない旨を回答することを決定した。

**議案第65号 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての改正について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について、所要の改正を行うことを決定した。

**議案第66号 平成31年（審）第1号事案について**

平成31年（審）第1号事案について、審査請求人から反論書提出期限再延長申請書（5）が提出されたので、これを受理するとともに、審査請求人に対して提出期限の延長を決定したことを通知することを決定した。

**報告第41号 職員の懲戒処分について**

教育委員会から、職員の懲戒処分に係る書面及び処分説明書の写しが送付されたことについて、事務局から報告があった。